

令和 7 年栗山町議会定例会

1 2 月定例会議議案

開会 令和 7 年 1 2 月 9 日

栗山町議会議場

令和7年栗山町議会定例会

12月定例会議

議 事 日 程

令和7年12月9日  
午前9時30分開議

日程	議案番号	議件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 ①会務報告	
		②監査報告	
4		一般質問	
5	議案第29号	令和7年度栗山町一般会計補正予算（第7号）	
6	議案第30号	令和7年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
7	議案第31号	令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第2号）	
8	議案第32号	令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
9	議案第33号	令和7年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
10	議案第34号	令和7年度栗山町水道事業会計補正予算（第3号）	

11	議 案 第 3 5 号	令和 7 年度栗山町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	
12	議 案 第 3 6 号	栗山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
13	議 案 第 3 7 号	栗山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	
14	議 案 第 3 8 号	栗山町選挙公報発行条例及び栗山町議会議員及び栗山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
15	議 案 第 3 9 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
16	議 案 第 4 0 号	栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例	
17	議 案 第 4 1 号	栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例	
18	議 案 第 4 2 号	栗山公園に係る指定管理者の指定について	
19	議 案 第 4 3 号	栗山町社会教育施設等に係る指定管理者の指定について	
20	議 案 第 4 4 号	栗山町体育施設に係る指定管理者の指定について	
21	議 案 第 4 5 号	栗山町栗山ダムパークゴルフコースに係る指定管理者の指定について	
22	議 案 第 4 6 号	栗山町図書館に係る指定管理者の指定について	
23	議 案 第 4 7 号	栗山町いきいき交流プラザに係る指定管理者の指定について	
24	同 意 第 2 号	公平委員会委員の選任について	



## 会 務 報 告

9月29日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
〃日	令和7年度第2回くりやまハーフマラソン実行委員会に議長に代わって副議長が出席した。
30日	学校再編に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	交通安全イエロー作戦に議長が出席した。
〃日	総務教育常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
10月2日	第35回北海道フェア in 代々木に議長が出席した。
3日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
7日	福島県南相馬市議会議会運営委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	議会報告会を角田農村環境改善センターで開催した。
8日	広報広聴常任委員会広報小委員会を委員会室で開催した。
〃日	佐賀県町村議会議長会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	議会報告会をカルチャープラザ「Eki」で開催した。
9日	浜中町議会総務経済常任委員会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
〃日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	議会報告会を南部公民館で開催した。
12日	第4回くりやまハーフマラソンに議長が出席した。
15日	栗山町表彰審議会に議長が出席した。
16日	NEO議員の学校を総合福祉センターしやるるで開催した。
17日	令和7年度第1回栗山町農業教育振興会総会に議長が出席した。
19日	栗山赤十字病院竣工式に議長が出席した。
23日	青森県平内町議会総務福祉常任委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
24日	空知町村議会議長会令和7年第2回定期総会に議長が出席した。
～25日	(於 札幌市)
27日	令和7年度国道234号整備促進期成会札幌要望に議長が出席した。
〃日	(於 札幌市)
栗山地区連合会第33回定期総会に議長が出席した。	
28日	総務教育常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃日	令和7年度栗山町叙勲者清風会懇親会に議長が出席した。
〃日	広尾町議会総務常任委員会が視察のために来町したので議長が応

	接した。
29日	愛知県東海市議会議会運営委員会が視察のために来町したので議長に代わって副議長が応接した。
〃日	議員研修会を議場で開催した。
30日	茨城県町村議会議長会が視察のために来町したので議長が応接した。
〃日	議会モニターミーティングを議員控室で開催した。
31日	令和7年度栗山町議会議友会懇親会に議長が出席した。
〃日	栗山商工会議所「新役員・議員」との懇親会に議長が出席した。
11月4日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃日	NEO議員の学校を議員控室で開催した。
5日	秋田県三種町議会広報広聴委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
5日	栗山町国道234号整備促進期成会中央要望に議長が出席した。
～7日	(於 東京都)
6日	福島県双葉町議会が視察のために来町したので議長に代わって総務教育常任委員長が応接した。
9日	令和7年度社会福祉貢献者表彰式並びに2025ふれあい広場くりやまに議長に代わって副議長が出席した。
9日	南空知町村議会議長連絡協議会道外行政視察に議長が出席した。
～11日	(於 熊本県大津町、福岡県築上町)
12日	第69回町村議会議長全国大会に議長が出席した。
	(於 東京都)
13日	令和7年度栗山町政功労者表彰式に議長が出席した。
〃日	令和7年度第3回くりやまハーフマラソン実行委員会に議長が出席した。
17日	全国過疎地域連盟第60回総会及び北海道支部要請活動に議長が出席した。
	(於 東京都)
19日	美唄市議会総務・文教常任委員会が視察のために来町したので議長が応接した。
21日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
25日	栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会を議場で開催した。
〃日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を委員会室で開催した。
26日	出前報告会を委員会室で開催した。
27日	赤井川村議会が視察のために来町したので議長が応接した。

〃 日	北海道町村議会議員公務災害補償等組合議会及び北海道町村議会 議長会理事会に議長が出席した。
28 日	南空知ふるさと市町村圏組合第 2 回定例会に議長が出席した。 (於 岩見沢市)

## 議案の提出について

令和7年栗山町議会定例会12月定例会議に議案第29号から議案第47号まで及び  
同意第2号並びに諮問第1号を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 佐々木 学

令和7年度栗山町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,040,796千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

第1表 峰入峰出予算補正

峰入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
13 分担金及び負担金		89,150	△1,254	87,896
	1 負担金	89,150	△1,254	87,896
15 国庫支出金		1,334,879	14,074	1,348,953
	1 国庫負担金	637,614	12,695	650,309
	2 国庫補助金	664,253	1,379	665,632
16 道支出金		870,522	△1,263	869,259
	1 道負担金	349,882	6,156	356,038
	2 道補助金	496,894	△7,419	489,475
18 寄附金		375,752	5,147	380,899
	1 寄附金	375,752	5,147	380,899
19 繰入金		247,167	52,391	299,558
	1 基金繰入金	247,026	52,391	299,417
峰入合計		10,971,701	69,095	11,040,796

## 歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,552,526	13,823	2,566,349
	1 総務管理費	2,493,963	8,653	2,502,616
	2 徴稅費	18,315	341	18,656
	4 選挙費	11,708	4,829	16,537
3 民生費		2,236,805	53,000	2,289,805
	1 社会福祉費	1,552,984	10,919	1,563,903
	2 児童福祉費	683,648	41,861	725,509
	3 国民年金費	173	220	393
4 衛生費		805,448	5,172	810,620
	1 保健衛生費	540,563	2,222	542,785
	2 清掃費	264,885	2,950	267,835
6 農林水産業費		633,495	△6,864	626,631
	1 農業費	603,607	△6,864	596,743
7 商工費		254,208	-	254,208
	1 商工費	254,208	-	254,208
10 教育費		977,261	3,021	980,282
	1 教育総務費	307,730	1,116	308,846
	4 社会教育費	202,696	478	203,174
	5 保健体育費	301,215	1,427	302,642
13 諸支出金		42,414	943	43,357
	1 償還金及び還付加算金	42,414	943	43,357
歳 出 合 計		10,971,701	69,095	11,040,796

第2表 債務負担行為の補正

1. 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	年 度	金 額
10. 役場庁舎夜間警備業務	自至 令和7年度 令和8年度	6,631	令和8	6,631
11. 町営バス運行管理業務	自至 令和7年度 令和8年度	79,453	令和8	79,453
12. 学生寮食事提供業務	自至 令和7年度 令和8年度	40,487	令和8	40,487
13. 栗山公園指定管理業務	自至 令和7年度 令和12年度	139,425	令和8 令和9 令和10 令和11 令和12	27,885 27,885 27,885 27,885 27,885
14. 栗山町社会教育施設等指定管理業務	自至 令和7年度 令和12年度	374,084	令和8 令和9 令和10 令和11 令和12	68,085 71,260 74,616 78,452 81,671
15. 栗山町体育施設指定管理業務	自至 令和7年度 令和12年度	433,698	令和8 令和9 令和10 令和11 令和12	83,269 84,997 86,747 88,485 90,200
16. 栗山町栗山ダムパークゴルフコース指定管理業務	自至 令和7年度 令和12年度	92,785	令和8 令和9 令和10 令和11 令和12	18,557 18,557 18,557 18,557 18,557

事 項	期 間	限 度 額	年 度	金 額
17. 栗山町図書館指定管理業務	自至 令和7年度 令和12年度	286,066	令和8	57,081
			令和9	57,411
			令和10	57,081
			令和11	57,411
			令和12	57,082
18. 栗山町いきいき交流プラザ指定管理業務	自至 令和7年度 令和12年度	28,885	令和8	5,777
			令和9	5,777
			令和10	5,777
			令和11	5,777
			令和12	5,777
19. 役場庁舎等管理業務	自至 令和7年度 令和10年度	42,498	令和8	14,166
			令和9	14,166
			令和10	14,166
20. 児童センター管理業務	自至 令和7年度 令和10年度	8,367	令和8	2,789
			令和9	2,789
			令和10	2,789
21. 子育て支援センター管理業務	自至 令和7年度 令和10年度	7,824	令和8	2,608
			令和9	2,608
			令和10	2,608
22. 総合福祉センター・あさひ工房管理業務	自至 令和7年度 令和10年度	38,754	令和8	12,918
			令和9	12,918
			令和10	12,918
23. 栗山小中学校校舎等管理業務	自至 令和7年度 令和10年度	62,727	令和8	20,909
			令和9	20,909
			令和10	20,909
24. 角田小学校校舎等管理業務	自至 令和7年度 令和8年度	5,319	令和8	5,319

事項	期間	限度額	年度	金額
25. 繼立小学校校舎等管理業務	自 至 令和7年度 令和8年度	5,283	令和8	5,283
26. 栗山駅南交流拠点施設管理業務	自 至 令和7年度 令和10年度	12,111	令和8	4,037
			令和9	4,037
			令和10	4,037

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位:千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
⑯ 分担金及び負担金	89,150	△ 1,254	87,896			
1 負担金	89,150	△ 1,254	87,896			
3 教育費負担金	45,160	△ 2,610	42,550	1 給食費負担金	△ 2,610	現年度分 小学校(含教員)減額 △ 1,437 中学校(含教員)減額 △ 1,173
4 農林水産業費負担金	3,150	1,356	4,506	1 農業費負担金	1,356	道営農地整備事業富士地区受益者負担金
⑰ 国庫支出金	1,334,879	14,074	1,348,953			
1 国庫負担金	637,614	12,695	650,309			
1 民生費国庫負担金	637,614	12,695	650,309	2 児童福祉費負担金	12,695	子どものための教育・保育給付費負担金追加
2 国庫補助金	664,253	1,379	665,632			
2 民生費国庫補助金	50,202	1,379	51,581	1 社会福祉費補助金	1,379	介護保険事業費補助金追加
⑱ 道支出金	870,522	△ 1,263	869,259			
1 道負担金	349,882	6,156	356,038			
1 民生費道負担金	349,882	6,156	356,038	1 社会福祉費負担金	△ 2,610	後期高齢者医療保険基盤安定負担金減額
				2 児童福祉費負担金	8,766	子どものための教育・保育給付費負担金追加
2 道補助金	496,894	△ 7,419	489,475			
4 農林水産業費道補助金	408,820	△ 7,419	401,401	1 農業費補助金	△ 7,419	中山間地域等直接支払交付金減額 △ 7,449 中山間地域等直接支払推進事業補助金追加 30
⑲ 寄附金	375,752	5,147	380,899			
1 寄附金	375,752	5,147	380,899			
1 寄附金	375,752	5,147	380,899	1 総務寄附金	2,280	一般寄附金追加 880 企業版ふるさと応援寄附金追加 1,400
				3 教育寄附金	2,867	
⑳ 繰入金	247,167	52,391	299,558			
1 基金繰入金	247,026	52,391	299,417			

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
⑯	1	1 財政調整基金 繰入金	42,446	52,391	94,837	1 財政調整基金 繰入金	52,391	

## 歳 出

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
② 総務費	2,552,526	13,823	2,566,349			3,847	9,976			
1 総務管理費	2,493,963	8,653	2,502,616			3,847	4,806			
1 一般管理費	155,009	-	155,009			△200	200			
6 財政調整基金費	3,375	3,947	7,322			3,947	24 積立金	3,947	財政調整基金積立金追加	
12 企画費	27,833	562	28,395			562	18 負担金補助及び交付金	562	補助金 まちの魅力アップ応援事業追加	
19 情報推進費	208,479	4,044	212,523			4,044	12 委託料	4,044	人事給与システム改修	
24 ふるさと納税推進費	370,029	100	370,129			100	24 積立金	100	ふるさと応援基金積立金追加	
2 徴税費	18,315	341	18,656			341				
2 税賦課徴収費	18,301	341	18,642			341	10 需用費	341	印刷製本費 諸用紙追加	
4 選挙費	11,708	4,829	16,537			4,829				
5 町長選挙費	-	4,829	4,829			4,829	1 報酬	105	選挙管理委員会 委員長 1人分 21 委員 3人分 48 期日前投票管理者 1人分 13 期日前投票立会人 4人分 23	
							3 職員手当等	200	時間外手当	
							8 旅費	5	委員費用弁償	
							10 需用費	823	消耗品費 事務用 220 印刷製本費 諸用紙 306 チラシ 297	
							11 役務費	1,851	通信運搬費 郵便料 1,498 広告料 50 手数料 看板作成 110	

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		
					国道支出金	地方債	その他				
②	4 5							11		選挙用事務機調整 193	
										ポスター掲示場設置業務 1,713 選挙システム支援業務 132	
③	民生費		2,236,805	53,000	2,289,805	20,230		32,770			
	1 社会福祉費	1,552,984	10,919	1,563,903	△1,231			12,150			
	1 社会福祉総務費	431,407	15,767	447,174	△2,610			18,377	1 報酬	429 会計年度任用職員 2人分	
									11 役務費	139 通信運搬費 郵便料追加	
									18 負担金補助及び交付金	433 補助金 街路灯電気料追加	
									19 扶助費	15,120 特別冬期生活支援金	
									27 繰出金	△354 介護保険特別会計繰出金追加 4,915 後期高齢者医療特別会計繰出金減額 △5,269	
	2 老人福祉費	427,494	△5,502	421,992	1,379			△6,881	18 負担金補助及び交付金	△5,502 負担金 北海道後期高齢者医療広域連合減額 △7,575	
										補助金 介護施設等環境改善事業追加 2,073	
	5 総合福祉センター費	27,116	654	27,770				654	10 需用費	302 修繕料 建物追加	
									17 備品購入費	352 一般機器	
2	児童福祉費	683,648	41,861	725,509	21,461			20,400			
	2 保育所運営費	376,225	41,861	418,086	21,461			20,400	18 負担金補助及び交付金	41,861 負担金 子どものための教育・保育給付費追加 41,861	
	3 国民年金費	173	220	393				220			
④	1 国民年金費	173	220	393				220	12 委託料	220 年金システム改修	
	衛生費	805,448	5,172	810,620				5,172			
	1 保健衛生費	540,563	2,222	542,785				2,222			
1	3 地域医療対策費	217,014	1,597	218,611				1,597	7 報償費	30 医療コンサルタント謝礼	
									18 負担金補助及び交付金	1,567 補助金 南部地区医療環境確保	

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
④ 1 4 環境衛生費	60,943	625	61,568				625	12 委託料	625	樹木伐採剪定撤去業務追加
	2 清掃費	264,885	2,950	267,835			2,950			
	2 塵芥処理費	240,365	2,950	243,315			2,950	10 需用費	2,950	修繕料 自動車追加
⑥ 農林水産業費	633,495	△6,864	626,631	△7,419		1,356	△801			
	1 農業費	603,607	△6,864	596,743	△7,419	1,356	△801			
	2 農業総務費	8,196	3,038	11,234			3,038	7 報償費	250	熊駆除奨励金追加
	3 農業振興費	456,961	△9,902	447,059	△7,419		△2,483	10 需用費	30	消耗品費 事業用追加
	4 総合土地改良事業費	94,978	-	94,978		1,356	△1,356	18 負担金補助 及び交付金	△9,932	交付金 中山間地域等直接支払減額
⑦ 商工費	254,208	-	254,208			1,300	△1,300			
	1 商工費	254,208	-	254,208		1,300	△1,300			
	2 観光費	11,173	-	11,173		1,000	△1,000			
	3 栗山駅南交流拠点施設事業推進費	78,585	-	78,585		300	△300			
⑩ 教育費	977,261	3,021	980,282			△2,610	5,631			
	1 教育総務費	307,730	1,116	308,846			1,116			
	3 財産管理費	6,239	253	6,492			253	11 役務費	253	手数料 立木伐採処理
	5 学園費	75,691	311	76,002			311	27 繰出金	311	北海道介護福祉学校特別会計繰出金追加
	6 学生寮費	55,418	552	55,970			552	10 需用費	552	修繕料 建物追加
	4 社会教育費	202,696	478	203,174			478			
	4 図書館費	62,421	216	62,637			216	11 役務費	216	手数料 立木伐採処理

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
⑩ 4 8 自然教育振興費	47,343	262	47,605				262	10 需用費	103	光熱水費 電気料追加
								11 役務費	94	通信運搬費 データ通信料追加
								17 備品購入費	65	一般機器
5 保健体育費	301,215	1,427	302,642			△2,610	4,037			
4 学校給食費	161,196	1,427	162,623			△2,610	4,037	10 需用費	1,427	光熱水費 電気料追加 修繕料 建物追加
320										1,107
⑬ 諸支出金	42,414	943	43,357				943			
1 償還金及び還付 加算金	42,414	943	43,357				943			
2 償還金	38,364	943	39,307				943	22 償還金利子 及び割引料	943	過年度障害者医療費道費負担金返還金 過年度障害者医療費国庫負担金返還金 過年度子ども・子育て支援事業費国庫補助金 返還金 過年度未熟児養育医療給付費国庫負担金返還 金 過年度出産・子育て応援交付金返還金 過年度母子保健衛生費国庫補助金返還金 過年度感染症予防事業費等補助金返還金
										37 73 402 6 233 60 132

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

(単位: 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	期末手当	寒冷地手当	その他の手当	計			
補 正 前	長 等	3	—	26,772	(4.60) 11,802	390	—	38,964	7,451	46,415
	議 員	11	28,420	—	(4.60) 12,522	—	—	40,942	7,267	48,209
	その他の 特 別 職	425	31,338	—	—	—	—	31,338	—	31,338
	計	439	59,758	26,772	24,324	390	—	111,244	14,718	125,962
補 正	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の 特 別 職	9	105	—	—	—	—	105	—	105
	計	9	105	—	—	—	—	105	—	105
計	長 等	3	—	26,772	(4.60) 11,802	390	—	38,964	7,451	46,415
	議 員	11	28,420	—	(4.60) 12,522	—	—	40,942	7,267	48,209
	その他の 特 別 職	434	31,443	—	—	—	—	31,443	—	31,443
	計	448	59,863	26,772	24,324	390	—	111,349	14,718	126,067

## 2. 一般職

## (1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正前	(94)						228,511	1,333,223	一般職 準職
	152	138,865	570,949	394,898	1,104,712				
補正	(2)						629	629	〃 〃
	—	429	—	200	629				
計	(96)						228,511	1,333,852	〃 〃
	152	139,294	570,949	395,098	1,105,341				

( ) 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	待遇改善	計
	補正前	17,910	20,502	2,164	370	28,028	850	20,557	2,334	149,539	125,513	13,738	13,300	93	394,898
	補正	—	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	200
	計	17,910	20,502	2,164	370	28,228	850	20,557	2,334	149,539	125,513	13,738	13,300	93	395,098

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正前	( - ) 143	—	542,855	341,303	884,158				一般職
	—	—	—	—	—	187,569	1,071,727	準職	
補正	( - ) —	—	—	—	200	200	—	—	〃
	—	—	—	—	—	—	—	200	〃
計	( - ) 143	—	542,855	341,503	884,358				〃
	—	—	—	—	—	187,569	1,071,927	〃	

( ) 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	待遇改善	計
	補正前	17,910	20,502	1,612	370	26,095	850	20,557	2,334	121,825	102,210	13,738	13,300	—	341,303
	補正	—	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	200
	計	17,910	20,502	1,612	370	26,295	850	20,557	2,334	121,825	102,210	13,738	13,300	—	341,503

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前	(94) 9	138,865	28,094	53,595	220,554	40,942	261,496	
補正	(2) —	429	—	—	429	—	429	
計	(96) 9	139,294	28,094	53,595	220,983	40,942	261,925	

( ) 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	通勤	時間外	期末	勤勉	処遇改善	計
	補正前	552	1,933	27,714	23,303	93	53,595
	補正	—	—	—	—	—	—
	計	552	1,933	27,714	23,303	93	53,595

議案第30号

令和7年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,330,448千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 峰入峰出予算補正

峰入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 繰入金		104,812	1,948	106,760
	2 基金繰入金	7,328	1,948	9,276
5 繰越金		10,000	△1,900	8,100
	1 繰越金	10,000	△1,900	8,100
峰入合計		1,330,400	48	1,330,448

峰出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 総務費		13,267	48	13,315
	3 徴稅費	655	48	703
峰出合計		1,330,400	48	1,330,448

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位:千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
④ 繰入金	104,812	1,948	106,760			
2 基金繰入金	7,328	1,948	9,276			
1 基金繰入金	7,328	1,948	9,276	1 基金繰入金	1,948	
⑤ 繰越金	10,000	△ 1,900	8,100			
1 繰越金	10,000	△ 1,900	8,100			
1 繰越金	10,000	△ 1,900	8,100	1 前年度繰越金	△ 1,900	

歳 出

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
① 総務費	13,267	48	13,315				48			
3 徴税費	655	48	703				48			
1 賦課徵収費	655	48	703				48	10 需用費	48 印刷製本費 諸用紙追加	

議案第31号

令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算（第2号）

令和7年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,420千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

第1表 帳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 繰入金		80,044	311	80,355
	1 繰入金	80,044	311	80,355
歳 入 合 計		112,109	311	112,420

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 教育費		111,405	311	111,716
	1 介護福祉学校費	111,405	311	111,716
歳 出 合 計		112,109	311	112,420

第2表 債務負担行為の補正

1. 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	年 度	金 額
2. 介護福祉学校管理業務	自 令和7年度 至 令和10年度	13,668	令和8	4,556
			令和9	4,556
			令和10	4,556

## 歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
					区分	金額	
④	繰入金	80,044	311	80,355			
	1 繰入金	80,044	311	80,355			
	1 繰入金	80,044	311	80,355	1 一般会計繰入金	311	

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		
					国道支出金	地方債	その他				
① 教育費		111,405	311	111,716				311			
1 介護福祉学校費		111,405	311	111,716				311			
1 介護福祉学校費		111,405	311	111,716				311	10 需用費	311 修繕料 建物追加	

令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度栗山町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,471,249千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 帳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 国庫支出金		354,875	8,349	363,224
	1 国庫負担金	232,283	5,249	237,532
	2 国庫補助金	122,592	3,100	125,692
5 支払基金交付金		355,893	8,905	364,798
	1 支払基金交付金	355,893	8,905	364,798
6 道支出金		202,120	5,469	207,589
	1 道負担金	189,577	5,469	195,046
8 繰入金		254,885	11,723	266,608
	1 一般会計繰入金	225,250	4,915	230,165
	2 基金繰入金	29,635	6,808	36,443
歳 入 合 計		1,436,803	34,446	1,471,249

## 歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 総務費		28,977	1,371	30,348
	1 総務管理費	6,709	1,342	8,051
	2 徴收費	315	29	344
2 保険給付費		1,270,814	32,982	1,303,796
	1 介護サービス費	1,152,159	22,757	1,174,916
	2 介護予防サービス費	50,266	10,073	60,339
	3 その他諸費	1,046	19	1,065
	4 高額介護サービス費	30,100	133	30,233
3 地域支援事業費		102,953	93	103,046
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,151	93	55,244
歳 出 合 計		1,436,803	34,446	1,471,249

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位:千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
④ 国庫支出金	354,875	8,349	363,224			
1 国庫負担金	232,283	5,249	237,532			
1 介護給付費負担金	232,283	5,249	237,532	1 現年度分	5,249	
2 国庫補助金	122,592	3,100	125,692			
1 調整交付金	95,963	2,429	98,392	1 普通調整交付金	2,429	介護給付費財政調整交付金追加
5 総務費国庫補助金	-	671	671	1 介護保険事業費補助金	671	
⑤ 支払基金交付金	355,893	8,905	364,798			
1 支払基金交付金	355,893	8,905	364,798			
1 介護給付費交付金	343,037	8,905	351,942	1 現年度分	8,905	
⑥ 道支出金	202,120	5,469	207,589			
1 道負担金	189,577	5,469	195,046			
1 介護給付費負担金	189,577	5,469	195,046	1 現年度分	5,469	
⑧ 繰入金	254,885	11,723	266,608			
1 一般会計繰入金	225,250	4,915	230,165			
1 介護給付費繰入金	158,813	4,122	162,935	1 現年度分	4,122	
2 地域支援事業繰入金	30,216	93	30,309	1 現年度分	93	
4 その他一般会計繰入金	20,029	700	20,729	1 事務費等繰入金	700	
2 基金繰入金	29,635	6,808	36,443			
1 介護給付費準備基金繰入金	29,635	6,808	36,443	1 介護給付費準備基金繰入金	6,808	

## 歳 出

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
① 総務費	28,977	1,371	30,348	671			700			
1 総務管理費	6,709	1,342	8,051	671			671			
1 一般管理費	6,709	1,342	8,051	671			671	12 委託料	1,342 介護保険システム改修	
2 徴収費	315	29	344				29			
1 税課徴収費	315	29	344				29	10 需用費	29 印刷製本費 諸用紙追加	
② 保険給付費	1,270,814	32,982	1,303,796	13,147		8,905	10,930			
1 介護サービス費	1,152,159	22,757	1,174,916	9,071		6,145	7,541			
3 施設介護サービス給付費	472,538	22,757	495,295	9,071		6,145	7,541	18 負担金補助 及び交付金	22,757	
2 介護予防サービス費	50,266	10,073	60,339	4,015		2,719	3,339			
1 介護予防サービス給付費	38,566	8,506	47,072	3,390		2,296	2,820	18 負担金補助 及び交付金	8,506	
2 地域密着型介護予防サービス給付費	1,100	157	1,257	63		42	52	18 負担金補助 及び交付金	157	
4 介護予防住宅改修費	2,200	1,080	3,280	431		292	357	18 負担金補助 及び交付金	1,080	
5 介護予防サービス計画給付費	7,600	330	7,930	131		89	110	18 負担金補助 及び交付金	330	
3 その他諸費	1,046	19	1,065	8		5	6			
1 審査支払手数料	1,046	19	1,065	8		5	6	11 役務費	19 手数料 介護報酬審査支払追加	
4 高額介護サービス費	30,100	133	30,233	53		36	44			

(単位：千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国道支出金	地方債	その他				
② 4 1 高額介護サービス費	30,000	133	30,133	53		36	44	18 負担金補助及び交付金	133	
③ 地域支援事業費	102,953	93	103,046				93			
1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,151	93	55,244				93			
2 介護予防ケアマネジメント事業費	502	93	595				93	18 負担金補助及び交付金	93	負担金 介護予防ケアマネジメント追加

令和7年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,632千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,608千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 帳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 繰入金		84,202	△5,269	78,933
1 一般会計繰入金		84,202	△5,269	78,933
3 繰越金		10	637	647
1 繰越金		10	637	647
歳 入 合 計		261,240	△4,632	256,608

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 総務費		5,397	31	5,428
2 徴収費		298	31	329
2 後期高齢者医療広域連合納付金		255,643	△4,663	250,980
1 後期高齢者医療広域連合納付金		255,643	△4,663	250,980
歳 出 合 計		261,240	△4,632	256,608

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入

(単位:千円)

款 項 目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
② 繰入金	84,202	△ 5,269	78,933			
1 一般会計繰入金	84,202	△ 5,269	78,933			
1 1 基盤安定繰入金	70,477	△ 3,481	66,996	1 基盤安定繰入金	△ 3,481	
1 2 その他繰入金	13,725	△ 1,788	11,937	1 事務費等繰入金	△ 1,788	
③ 繰越金	10	637	647			
1 繰越金	10	637	647			
1 1 繰越金	10	637	647	1 前年度繰越金	637	

歳 出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		
					国道支出金	地方債	その他				
① 総務費		5,397	31	5,428				31			
2 徴収費	1 税課徵収費	298	31	329				31	10 需用費	31 印刷製本費 諸用紙追加	
② 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	255,643	△4,663	250,980				△4,663			
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	255,643	△4,663	250,980				△4,663			
		255,643	△4,663	250,980				△4,663	18 負担金補助 及び交付金	△4,663 負担金 北海道後期高齢者医療広域連合減額	

議案第34号

令和7年度栗山町水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和7年度栗山町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和7年度栗山町水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事項	期間	限度額	年度	金額
1. 栗山町水道施設管理委託業務	自 令和7年度 至 令和8年度	46,970	令和8	46,970

令和7年度栗山町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度栗山町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度栗山町下水道事業会計予算第8条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事項	期間	限度額	年度	金額
1. 栗山町下水道関連施設維持管理監視委託業務	自 令和7年度 至 令和8年度	2,574	令和8	2,574

# 議案第36号

## 栗山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例に定める最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最

低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対

する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し

なければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
  - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 利用定員
  - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園

支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の

各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、

	<p>当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて

防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
  - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
  - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護

者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

## 第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によ

り行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第37号

### 栗山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都

道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬい。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者

の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
  - (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
  - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの

苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもとの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による町への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

## (2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第38号

### 栗山町選挙公報発行条例及び栗山町議会議員 及び栗山町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例

(栗山町選挙公報発行条例の一部改正)

第1条 栗山町選挙公報発行条例(昭和54年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「選挙の期日前2日」を「選挙期日の前日」に改める。

第6条中「第1項」を「第4項」に改める。

(栗山町議会議員及び栗山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部  
改正)

第2条 栗山町議会議員及び栗山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(令和3年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の規定(第6条の改正規定を除く。)は、この条例の施行の  
日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を告示される選挙について適用し、施  
行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 議案第39号

### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条関係）3の部を次のように改める。

3	農業委員会	会長	基本報酬	月額	24,800円
			能率報酬	月額	予算の範囲内で町長が定める額
		会長代理	基本報酬	月額	20,800円
			能率報酬	月額	予算の範囲内で町長が定める額
		委員	基本報酬	月額	20,000円
			能率報酬	月額	予算の範囲内で町長が定める額

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

## 議案第40号

### 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例

栗山町立学校設置条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1角田小学校の項及び継立小学校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

## 議案第41号

### 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

栗山町立学校施設使用条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第1条の2関係）角田小学校の部及び継立小学校の部を削る。

別表第2（第4条、第13条関係）(1) 専用使用の表体育館の部中角田小学校の項及び継立小学校の項を削り、グラウンドの部中角田小学校の項及び継立小学校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

## 議案第42号

### 栗山公園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 記

##### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 栗山公園

所在地 栗山町桜丘1丁目及び2丁目

##### 2 指定管理者となる団体

栗山町朝日3丁目96番地81

株式会社たかはしダリア 代表取締役 高橋 和則

##### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第43号

### 栗山町社会教育施設等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 記

#### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所在地
くりやまカルチャープラザ	栗山町中央2丁目1番地他
栗山町南部公民館	栗山町字継立176番地8
栗山町南部地区町民センター	栗山町字継立176番地8
栗山町農村環境改善センター	栗山町角田157番地1
栗山町農村環境改善センターテニスコート	栗山町角田155番地1
栗山町開拓記念館	栗山町角田60番地4
泉記念館	栗山町角田61番地4

#### 2 指定管理者となる団体

栗山町錦3丁目34番地5

株式会社日東総業 代表取締役社長 山本 秀一

#### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第44号

### 栗山町体育施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 記

#### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所在地
栗山町スポーツセンター	栗山町中央3丁目310番地
栗山町総合グラウンド	栗山町字湯地91番地18他
栗山町栗夢広場	栗山町中央3丁目309番地
栗山町栗山運動公園	栗山町松風4丁目22番地
栗山町ふじスポーツ広場	栗山町字富士23番地5他
栗山町町民球場	栗山町字富士200番地他
栗山町栗山公園球場	栗山町桜丘2丁目38番地16
栗山町栗山公園弓道場	栗山町桜丘2丁目38番地16

#### 2 指定管理者となる団体

札幌市中央区北2条西1丁目10番地

シンコースポーツ北海道株式会社 代表取締役 石崎 健太

#### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第45号

### 栗山町栗山ダムパークゴルフコースに係る 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 記

##### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 栗山町栗山ダムパークゴルフコース  
所在地 栗山町字本沢1番地1他

##### 2 指定管理者となる団体

栗山町中央3丁目190番地1  
クリーンセンター株式会社 代表取締役 鶴川 昌久

##### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第46号

### 栗山町図書館に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 記

##### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名称 栗山町図書館

所在地 栗山町中央3丁目309番地

##### 2 指定管理者となる団体

栗山町中央3丁目309番地

特定非営利活動法人くりやま 理事長 太田 宏幸

##### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第47号

### 栗山町いきいき交流プラザに係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 記

##### 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 栗山町いきいき交流プラザ

所在地 栗山町中央3丁目324番地1

##### 2 指定管理者となる団体

栗山町朝日4丁目9番地36

社会福祉法人栗山町社会福祉協議会 会長 榎崎 忠彦

##### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで